

★与党(自民党・公明党)が平成27年度税制改正大綱を発表

皆様、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

さて、昨年12月30日(火)に平成27年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点を中心に速報をご案内します(紙面の都合上法人関連の項目は一部のみ抜粋させていただきました)。個人関連では、消費税増税に関連した贈与税改正や、世代間の資産移転を促す税制の創設が目立ちます。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月中に国会提出の見込みです。(長掛栄一)

◎平成27年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等																								
相続税 ・贈与税	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し	一定の措置を講じた上、適用期限を平成31年6月30日まで延長する。 (1)住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合	平成27年1月1日～平成31年6月30日の贈与に適用																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">良質な住宅用家屋</th> <th colspan="2">左記以外の住宅用家屋</th> </tr> <tr> <th>東日本大震災の被災者</th> <th>左記以外の者</th> <th>東日本大震災の被災者</th> <th>左記以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年10月～平成29年9月</td> <td>3,000万円</td> <td>3,000万円</td> <td>2,500万円</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td rowspan="2">1,500万円</td> <td>1,500万円</td> <td rowspan="2">1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table>			良質な住宅用家屋		左記以外の住宅用家屋		東日本大震災の被災者	左記以外の者	東日本大震災の被災者	左記以外の者	平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	3,000万円	2,500万円	2,500万円	平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	平成30年10月～平成31年6月	1,200万円	700万円		
			良質な住宅用家屋		左記以外の住宅用家屋																						
			東日本大震災の被災者	左記以外の者	東日本大震災の被災者	左記以外の者																					
		平成28年10月～平成29年9月	3,000万円	3,000万円	2,500万円	2,500万円																					
		平成29年10月～平成30年9月	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円																					
		平成30年10月～平成31年6月		1,200万円		700万円																					
		(2)上記(1)以外(消費税等の税率が8%以下)の場合																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">良質な住宅用家屋</th> <th colspan="2">左記以外の住宅用家屋</th> </tr> <tr> <th>東日本大震災の被災者</th> <th>左記以外の者</th> <th>東日本大震災の被災者</th> <th>左記以外の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～平成27年12月</td> <td rowspan="4">1,500万円</td> <td>1,500万円</td> <td rowspan="4">1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年1月～平成29年9月</td> <td>1,200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月～平成30年9月</td> <td>1,000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月～平成31年6月</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table>			良質な住宅用家屋		左記以外の住宅用家屋		東日本大震災の被災者	左記以外の者	東日本大震災の被災者	左記以外の者	～平成27年12月	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円	平成28年1月～平成29年9月	1,200万円	700万円	平成29年10月～平成30年9月	1,000万円	500万円	平成30年10月～平成31年6月	800万円	300万円	
			良質な住宅用家屋		左記以外の住宅用家屋																						
東日本大震災の被災者	左記以外の者		東日本大震災の被災者	左記以外の者																							
～平成27年12月	1,500万円	1,500万円	1,000万円	1,000万円																							
平成28年1月～平成29年9月		1,200万円		700万円																							
平成29年10月～平成30年9月		1,000万円		500万円																							
平成30年10月～平成31年6月		800万円		300万円																							
特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例見直し	一定の措置を講じた上で、その適用期限を平成31年6月30日まで延長する。																										
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	(1)個人(20歳以上50歳未満の受贈者)の結婚・子育て資金の支払いに充てるためにその直系尊属(贈与者)が金銭等を拠出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出された金銭等のうち受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円を限度)までの金銭に相当する部分の価額については贈与税を課さないこととする。 ※「結婚・子育て資金」の範囲 ①結婚に際し支出する婚礼費用、住居費用、引越費用等 ②妊娠・出産に要する費用、子の医療費・保育料等 (2)契約終了時の残額は、契約終了日に当該残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課する。 (3)契約期間中に贈与者が死亡した場合、贈与者死亡時点の残額は、 受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなし贈与者の相続税の課税価格に加算する。	平成27年4月1日～平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り適用																									

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し	(1)適用期限を平成31年3月31日まで延長。 (2)特例対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加えるなど、一定の見直しを行う。	～平成31年3月31日までの資金の拠出に適用
	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し	★次の見直し等所要の措置を講ずる ・経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者へ特例贈与非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る猶予税額を免除。	
所得税 ・住民税	未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）の創設	未成年者である居住者に対し、現行のNISAと同様の制度を創設する。NISAとの相違点は次の通り。 (1)口座開設：その年1月1日において20歳未満及び出生した日の属する年に限る (2)非課税額：80万円／年	非課税管理勘定 平成28年～平成35年 継続管理勘定 平成36年～平成40年
	NISAの見直し	非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について次の見直しを行う。 (1)非課税限度額：100万円→ 120万円 に引き上げ	平成28年分以降の非課税管理勘定に適用
	住宅取得等に係る措置の適用期限延長	次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限を延長 ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 など	適用期限を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長
	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設	国外転出をする居住者が、所得税法に規定する有価証券等を有する場合には、当該国外転出の時に当該有価証券等の譲渡等をしたものとして、譲渡所得等の金額を計算する。併せて、帰国時や相続・贈与及び納税猶予規定も整備する。 ※特例の対象者（次の条件を全て満たす者） ・上記有価証券等を1億円以上保有する者 ・国外転出の日前10年以内に、国内に住所等を有していた期間の合計が5年超である者	平成27年7月1日以後の国外転出に適用
	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	一定の見直しを行った上、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて適用期限を2年3月延長する。	平成29年3月31日まで
	財産債務明細書の見直し	(1)提出基準の見直し（次の条件を全て満たす者） ・その年分の所得が2,000万円超であること ・その年の12月31日において有する財産の合計額が3億円以上であること（追加）	平成28年1月1日以後提出分から適用
	ふるさと納税制度の拡充	(1)特例控除限度額を個人住民税所得割の2割に引き上げ (2)確定申告不要な給与所得者等が寄付を行う場合は「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設	平成28年度分以後の住民税に適用
固定資産税	空家等への対応	特定の空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外	
不動産取得税	特例の適用期限延長	次の特例の適用期限を3年延長 ・住宅及び土地の取得に係る標準税率の特例（税率3%） ・宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の1/2とする特例措置	平成30年3月31日まで
法人税	税率の引き下げ	・税率：25.5%→23.9%に引き下げ ・中小法人の軽減税率の特例（15%）は2年延長	平成27年4月1日以後開始事業年度
消費税	10%引上げ時期の変更等	・引上げ施行日を平成29年4月1日とする ・引上時の経過措置の指定日を平成28年10月1日とする ・景気弾力条項を削除する	